2026.10

保護者の皆様へ

桐朋学園小学校・桐朋中学校・桐朋高等学校

学校と保護者･地域住民等とのより良い関係構築のためのガイドライン

～教職員との連絡･面談等にあたってのお願い～

日頃より、本校の教育活動に深いご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

労働施策総合推進法が２０２５年６月に改正が行われ、２０２６年１０月１日からカスタマーハラスメント防止のための措置を講じることが義務付けられることになりました。本校においても、教職員および教育環境と児童生徒の学びの環境を継続するため、「学校と保護者・地域住民等とのより良い関係構築のためのガイドライン」を策定いたしました。

本校は、自主・自律を大切にする教育方針のもと、児童生徒一人ひとりの個性と創造性を尊重しながら、豊かな人間性の育成を目指して教育活動を行っています。 保護者・地域住民等の皆様から本校に寄せられるご意見・ご要望は、児童生徒の成長や学校の発展にとって重要なものであり、対話を通じて相互理解を深めることを大切にしています。どうぞご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

1.（目的）

学校と保護者・地域住民等が良好な信頼関係を築くとともに、本校に寄せられる正当な意見や要望を尊重しつつ、社会通念を逸脱する不相当な言動から教職員および教育環境を守ることにより、児童生徒が安心して学び続けることのできる環境を維持することを目的とします。

2. （対象者と定義）

本ガイドラインは、保護者・卒業生・地域住民・取引業者その他本校に関わりをもつすべての方を対象とします。学校との関わりの中で、過度な要求や不適切な言動が社会通念上許容される範囲を超え、教職員の教育活動や勤務環境や業務、または児童生徒の学習環境に支障を与える行為をカスタマーハラスメントと定義します。

3.（対象となる言動）

東京私立中学高等学校協会からは下記のように示されています。本校におきましても、同協会の考え方に準じ、同様の方針のもと対応してまいります。

保護者の皆様へのお知らせ

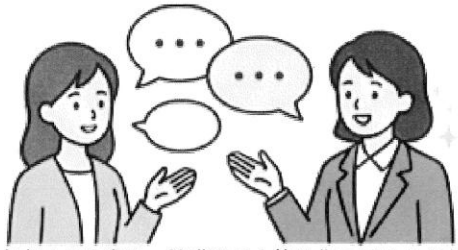
「カスハラ対策法」（労働施策総合推進法等の一部改正）が令和8年10月1日に施行されます

令和７年（2025年）６月４日、事業主にカスタマーハラスメント（カスハラ）防止のための対策を義務づける法律が国会で成立しました。これにより学校を含むすべての事業主は、教職員が安心して働ける環境を整えることが法律上の義務となります。本チラシは、この改正法を踏まえ、私立学校におけるカスハラへの対応の考え方を、保護者の皆様にあらためてご理解いただくためのものです。

教職員が安心して働ける環境を守り、質の高い教育を続けていくために

保護者の皆様からの正当なご意見・ご要望は、学校として真摯に受け止めております。今回の対応は、こうした声を制限するものではなく、社会通念上行き過ぎていると考えられる一部の要求や言動から、教職員と教育環境をお守りするための取り組みです。

1. 教職員への言動に関するお願い



大声での叱責や、教職員の人格を傷つけるような発言はご遠慮いただきますようお願いいたします。

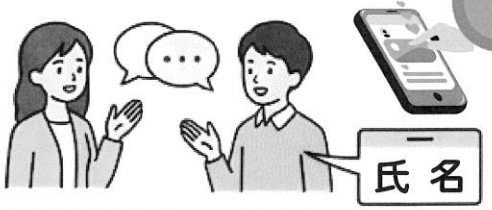
2. ご要望内容についてのお願い



教職員の異動や処遇、成績・部活動の取り扱い、特定の生徒への対応などについて、学校運営上お応えしかねるご要望をいただく場合がございます。個別のご事情は丁寧に伺いますが、対応できない場合もございますことをご了承ください。

3. ご意見の伝え方についてのお願い

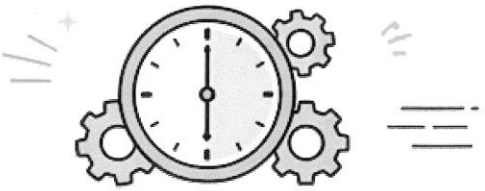






匿名、偽名でのご連絡や、SNS等での書き込みでは、学校として事実確認や誠実な対応が難しくなる場合がございます。お困りごとやご意見がある際は、ぜひお名前を明かしていただいた上で直接学校までお声がけください。

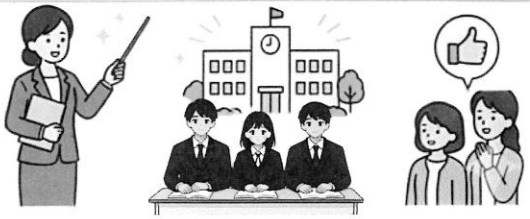
4. お問い合わせの際のお願い



長時間のお電話やご面談、繰り返しのご連絡・ご来校は、教職員の他の業務や教育活動に影響が生じる場合がございます。
恐れ入りますが、あらかじめご了承いただけますと幸いです。

※目安：30分を超える長時間の対応は難しい場合があります

5. 教育活動へのご理解のお願い



授業内容や教材、指導方法、生活指導などにつきましては、専門的な知見に基づき学校として判断させていただいております。ご意見は真摯に伺いますが、最終的な判断は学校にお任せいただけますようお願いいたします。

4.（対応の基本姿勢）

本校は、児童・生徒の健やかな成長を実現するため、皆様方と学校が相互に信頼し、協力しながら教育活動を進めていくことを大切にしています。そのため、ご意見やご要望については、まず対話を重ね、相互理解に基づく円満な解決を目指します。また、建設的なご意見やご提案については、学校改善につながる貴重な機会として真摯に受け止めてまいります。一方で、双方が互いの立場を尊重し、社会通念上相当な範囲で意思疎通を図ることが重要です。要求の内容やその手段・態様が社会通念上相当と認められる範囲を逸脱すると判断せざるを得ない場合には、関係機関と連携するなどしかるべき対応を行います。皆様方と学校が、児童・生徒のためのよき協力者として信頼関係を深めながら教育活動を支えていけるよう、本ガイドラインへのご理解とご協力をお願い申し上げます。